

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 第1項 生活排水処理の概要

##### 1 生活排水処理主体

現在、本市では公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による生活排水の処理を行っており、生活排水の処理主体を、表 4.1-1 に示します。

また、し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥は、本市の許可業者による収集運搬を行い、桑名広域環境管理センターにて中間処理及び最終処分を行っています。

表 4.1-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県 / 市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
し尿	許可業者	桑名広域環境 管理センター	桑名広域環境 管理センター
浄化槽汚泥			
農業集落排水汚泥			

2 生活排水処理形態別人口

本市の過去5年間の生活排水処理形態別人口を、表4.1-2及び図4.1-1に示します。令和3（2021）年度末現在において、計画処理区域内人口44,164人のうち42,864人については、生活排水の適正処理がなされており、水洗化・生活雑排水処理率は97.1%となります。

表 4.1-2 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口		45,485	45,527	45,602	45,250	44,763
計画処理区域内人口		44,690	44,804	44,911	44,541	44,164
水洗化・生活雑排水処理人口	水洗化・生活雑排水処理率	96.6%	96.6%	96.7%	96.8%	97.1%
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	381	377	367	355	325
	公共下水道	37,792	38,051	38,766	38,560	38,441
	農業集落排水施設	4,993	4,866	4,307	4,205	4,098
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,334	1,321	1,287	1,244	1,137
非水洗化人口	し尿収集人口	190	189	184	177	163
	自家処理人口	0	0	0	0	0
	計画処理区域外人口	795	723	691	709	599

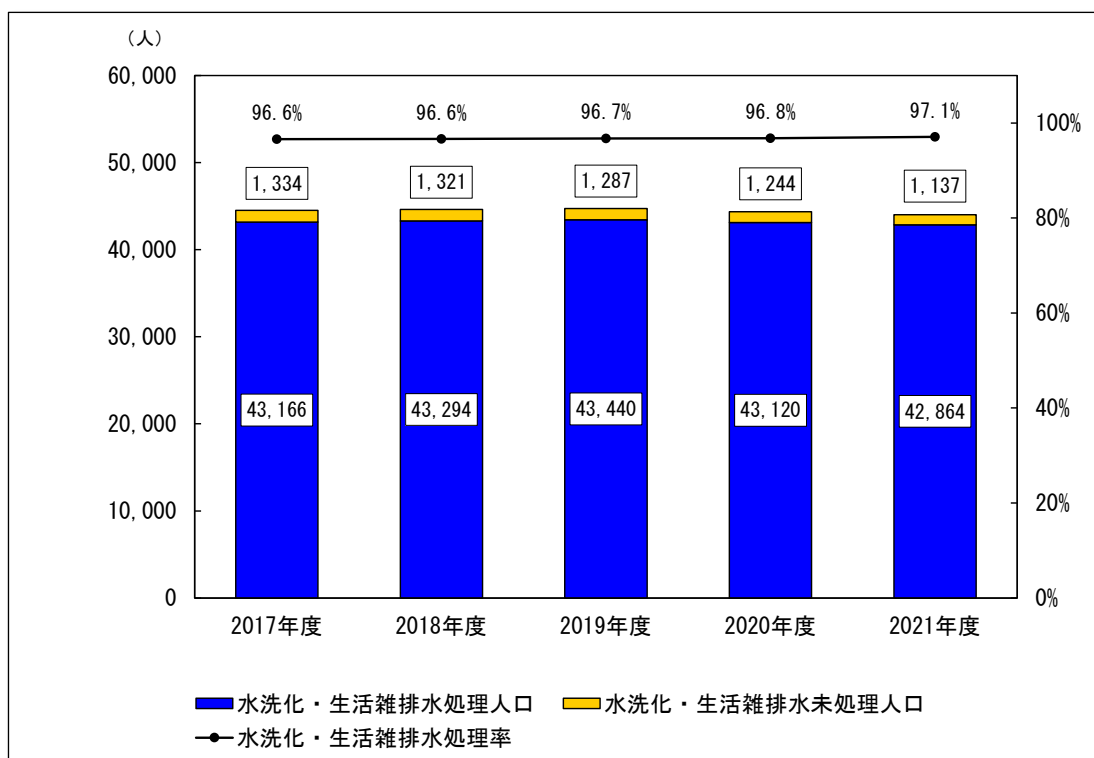


図 4.1-1 生活排水処理形態別人口の推移

第2項 公共下水道の整備状況

三重県の「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」において、本市を含む3市4町が「北勢沿岸流域下水道（北部処理区）」に接続する「流域関連公共下水道」として位置付けられています。

本市では、「北勢沿岸流域下水道事業計画（北部処理区）」を上位計画とした「いなべ市公共下水道事業計画」を策定しています。

北勢沿岸流域下水道事業計画（北部処理区）の概要を表4.1-3に、本市における全体計画及び事業計画の概要を表4.1-4に示します。

表 4.1-3 北勢沿岸流域下水道事業計画（北部処理区）の概要

区 分	全 体 計 画	事 業 計 画
計 画 目 標 年 次	令和22年度	令和6年度
計 画 処 理 面 積	11,784.09 ha	10,297.80 ha
計 画 処 理 人 口	346,529 人	344,058 人
計 画 汚 水 量	180,644 m <sup>3</sup> /日最大	176,271 m <sup>3</sup> /日最大
処 理 能 力	189,000 m <sup>3</sup> /日	166,500 m <sup>3</sup> /日
処 理 場 面 積	376,800 m <sup>2</sup>	376,800 m <sup>2</sup>
幹 線 管 渠 延 長	97.7 km	97.7 km
下 水 排 除 方 式	分流式	
下 水 処 理 方 式	A系：循環式硝化脱窒法＋凝集剤添加＋急速ろ過法	A系：標準活性汚泥法＋凝集剤添加＋急速ろ過法
	B系：嫌気・無酸素・好気法＋凝集剤添加＋急速ろ過法	B系：嫌気・無酸素・好気法＋凝集剤添加＋急速ろ過法
放 流 先	四日市港	
計 画 放 流 水 質	BOD：15 mg/L 以下	BOD：15 mg/L 以下
	COD：10 mg/L 以下	COD：12 mg/L 以下
	T-N：10 mg/L 以下	T-N：20 mg/L 以下
	T-P：1.7 mg/L 以下	T-P：2.1 mg/L 以下
関 連 市 町 名	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町	

資料：北勢沿岸流域下水道事業計画（北部処理区）

表 4.1-4 いなべ市公共下水道事業計画の概要

区 分	全 体 計 画	事 業 計 画
計 画 目 標 年 次	令和22年度	令和5年度
計 画 処 理 面 積	2,289.90 ha	2,289.90 ha
計 画 処 理 人 口	33,922 人	39,584 人
計 画 汚 水 量	18,809 m <sup>3</sup> /日最大	21,128 m <sup>3</sup> /日最大

資料：いなべ市公共下水道事業計画

現状の整備状況を、表 4.1-5 及び表 4.1-6 に示します。

令和3（2021）年度末現在で、整備率 95.7%、水洗化率 96.4%となります。

表 4.1-5 公共下水道の概要

区分	地区名				
	北勢町	員弁町	大安町	藤原町	合計
計画処理面積 (ha)	613.7	483.2	787.5	405.5	2,289.9
計画処理人口 (人)	9,390	7,710	12,900	3,922	33,922
事業認可面積 ① (ha)	613.7	483.2	787.5	405.5	2,289.9
認可区域人口 (人)	11,030	8,197	15,207	5,150	39,584
供用開始時期	平成9年 3月31日	平成8年 4月1日	平成7年 4月1日	平成10年 10月1日	—
令和3年度末現在					
供用開始面積 ② (ha)	546.7	464.8	787.4	393.0	2,191.9
処理区域内人口 ③ (人)	10,002	9,570	15,790	4,510	39,872
水洗化人口 ④ (人)	9,331	9,297	15,406	4,407	38,441
整備率 ②/① (%)	89.1	96.2	99.9	96.9	95.7
水洗化率 ④/③ (%)	93.3	97.1	97.6	97.7	96.4

表 4.1-6 公共下水道の整備状況

単位：人

区分	年度				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口 ①	45,485	45,527	45,602	45,250	44,763
処理区域内人口 ②	39,529	39,756	40,428	40,142	39,872
普及率 ②/①	86.9%	87.3%	88.7%	88.7%	89.1%
水洗化人口 ③	37,792	38,051	38,766	38,560	38,441
水洗化率 ③/②	95.6%	95.7%	95.9%	96.1%	96.4%

第3項 農業集落排水施設の整備状況

本市では、表4.1-7に示すように合併前から北勢町と藤原町の12地区において農業集落排水施設の整備が完成しました。本市の農業集落排水施設は、昭和63（1988）年度の築造から30年以上が経過しており、老朽化に伴う更新及び改築費用を含む維持管理費が増加していることから、12地区ある農業集落排水区域のうち4地区を段階的に公共下水道へ編入し、維持管理費の削減を図っています。

中里南部地区、貝野川右岸地区はそれぞれ平成31（2019）年4月、令和4（2022）年4月に公共下水道へ編入しました。今後、東貝野地区（令和6（2024）年予定）、十社南部地区（令和9（2027）年予定）についても整備を行う予定です。

なお、表4.1-8に示すように令和3（2021）年度末現在の農業集落排水区域の水洗化率は99.4%となります。

表4.1-7 農業集落排水施設の概要

地区名	供用開始年 月	計画区域 面積 (ha)	計画処理 人口 (人)	令和3年度末現在			
				処理区域内人 口(人)	水洗化 人口(人)	水洗化率 (%)	
北勢町地区	東貝野	平成7年7月	—	—	351	349	99.4
	十社南部	平成9年3月	—	—	435	433	99.5
	貝野川右岸	平成8年6月	令和4年4月～ 公共下水道へ編入済		391	388	99.2
	十社中部	平成11年3月	27.4	1,120	679	677	99.7
	小原一色	平成11年3月	5.0	190	103	101	98.1
	川原	平成13年3月	30.2	670	463	461	99.6
	中津原	平成9年3月	26.6	660	467	465	99.6
計		89.2	2,640	2,889	2,874	99.5	
藤原町地区	古田	平成3年6月	11.0	320	160	158	98.8
	篠立	平成6年7月	15.0	800	317	315	99.4
	中里北部	平成7年10月	51.0	1,480	695	690	99.3
	中里南部	平成11年9月	平成31年4月～公共下水道へ編入済				
	舞谷	平成12年9月	15.0	260	63	61	96.8
	計		92.0	2,860	1,235	1,224	99.1
合計		181.2	5,500	4,124	4,098	99.4	

表4.1-8 農業集落排水施設の整備状況

単位：人

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	処理区域内人口 ①		5,004	4,880	4,315	4,231
水洗化人口 ②		4,993	4,866	4,307	4,205	4,098
水洗化率 ②/①		99.8%	99.7%	99.8%	99.4%	99.4%

## 第4項 合併処理浄化槽の整備状況

本市では、公共下水道区域外や農業集落排水区域外等の地域については、合併処理浄化槽の設置を推進しており、「いなべ市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき合併浄化槽の設置及び適正な維持管理に対する助成をしています。

## 第5項 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥収集量並びに処理量の推移

## 1 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥収集量並びに処理量の推移

本市の過去5年間のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥収集量並びに処理量を、表4.1-9及び図4.1-2に示します。

令和3(2021)年度においてし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の収集量は6,803.7kLのうち、し尿を除く浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の収集量が6,192.6kLと約91%を占めます。

1人1日平均排出量(以下「原単位」という。)は、令和3(2021)年度でし尿が8.67L/人・日、浄化槽汚泥が6.30L/人・日、農業集落排水汚泥が1.02L/人・日となります。

平成16(2004)年12月から桑名広域環境管理センターで処理しています。また、桑名広域環境管理センターで処理できない浄化槽汚泥は、中間処理した後に、再生事業者へ搬出しています。

表4.1-9 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥収集量並びに処理量の推移

区分		年度					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
収集人口 (人)	し尿	231	219	212	209	193	
	浄化槽汚泥	2,469	2,391	2,317	2,276	2,031	
	農業集落排水汚泥	4,993	4,866	4,307	4,205	4,098	
	合計	7,693	7,476	6,836	6,690	6,322	
収集量 (kL)	し尿	710.4	708.6	624.0	606.2	611.1	
	汚泥	浄化槽	4,019.9	4,271.5	4,736.9	4,788.7	4,671.0
		農業集落排水	1,060.9	1,001.6	1,638.9	1,550.1	1,521.6
		計	5,080.8	5,273.1	6,375.8	6,338.8	6,192.6
合計	5,791.2	5,981.7	6,999.8	6,945.0	6,803.7		
原単位 (L/人・日)	し尿	8.43	8.86	8.06	7.95	8.67	
	浄化槽汚泥	4.46	4.89	5.60	5.76	6.30	
	農業集落排水汚泥	0.58	0.56	1.04	1.01	1.02	
処理量 (kL)	汚泥再生処理施設	5,791.2	5,981.7	6,999.8	6,945.0	6,803.7	

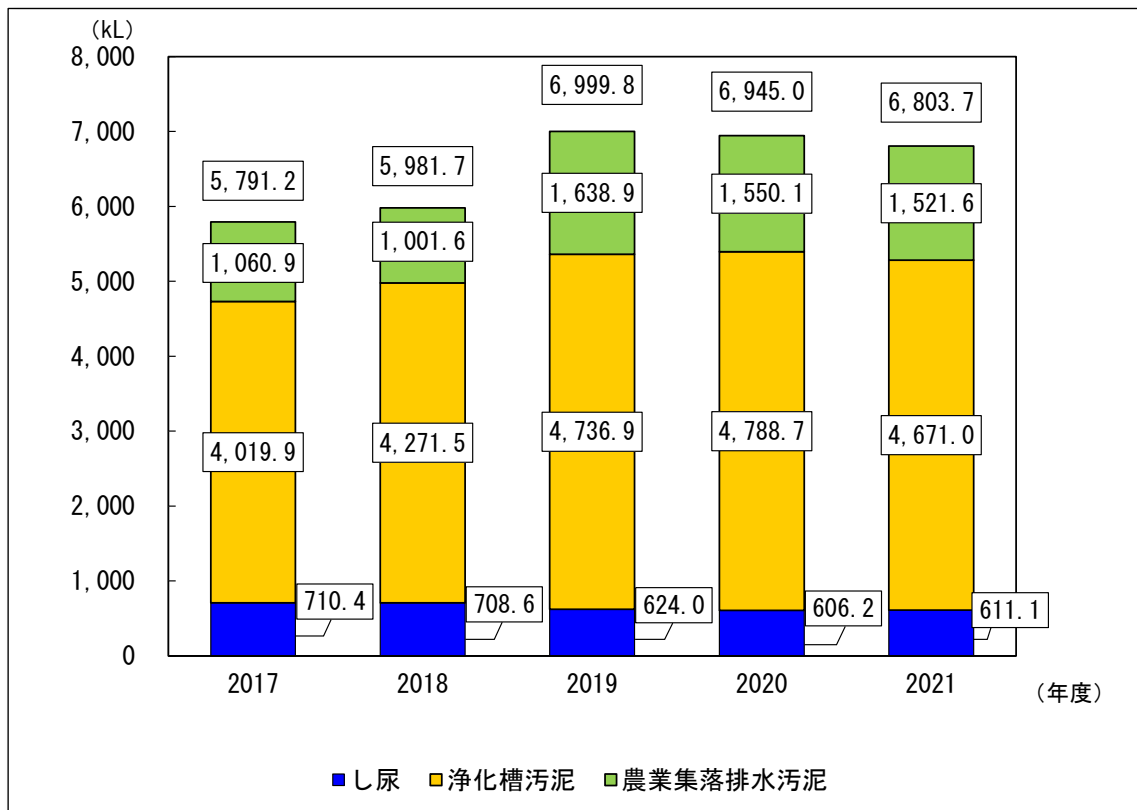


図 4.1-2 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量の推移

## 2 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の収集処理体制

本市のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥は、許可業者による収集運搬をしています。

また、収集されたし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥は、平成16(2004)年12月から桑名広域環境管理センターへ搬入し、処理しています。施設の概要は、表4.1-10に示すとおりです。

桑名広域環境管理センターでは、脱水汚泥(乾燥)と生ごみ(発酵)から堆肥を製造し、資源化しています。また、脱水し渣及び沈砂は焼却処理し、焼却残渣は再生事業者へ搬出しています。

脱臭設備では、臭気濃度に応じて、薬品や活性炭により、脱臭処理を行った上で大気放出しています。

表 4.1-10 桑名広域環境管理センターの概要

施設名	桑名広域環境管理センター(汚泥再生処理施設)
所在地	三重県桑名市大字上之輪新田字永長707番地
敷地面積	約17,600m <sup>2</sup>
竣工年月	平成16年12月
放流先	揖斐川
処理能力	164kL/日(し尿:25kL/日、浄化槽汚泥:139kL/日) 生ごみ:1.0t/日
水処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素方式+高度処理方式
臭気処理	高濃度:セラミック触媒洗浄、生物脱臭→中濃度 中濃度:セラミック触媒洗浄 低濃度:活性炭吸着処理
放流水質基準	pH:5.8以上8.6以下 BOD:10mg/L以下 COD:10mg/L以下 SS:5mg/L以下 T-N:10mg/L以下 T-P:1mg/L以下 大腸菌群数:3,000個/cm <sup>3</sup> 以下 色度:30度以下
管理主体	委託(桑名・員弁広域連合)



---

## 第6項 国及び三重県の動向

### 1 国の動向

下水道事業は、公衆衛生の確保、生活環境の改善といった私たちの身近で必要不可欠なライフラインです。平成26（2014）年に汚水処理施設の10年概成に向けたアクションプランの点検及び見直しが発出され、概成時期の令和8（2026）年度末に生活排水処理率95%以上を目指し、急ピッチで下水道整備等が行われてきました。

しかし、下水道事業を取り巻く環境は、人口減少による使用料収入が減少していく中で、増大するストック、これらの老朽化に伴う大量更新期の到来、また専門的な下水道職員の減少等、下水道事業の経営環境は、厳しさを増しています。

近年、全国各地で地震や水災害が多発化すると共に、気候変動等の影響により大雨等が頻発し、停電等の電力インフラ施設が被災するリスクが増大しています。このような状況の中、「防災・減災・国土強靱化」「脱炭素化」「DX」等最新技術を最大限活用しつつ、ストックマネジメント、広域化や共同化、官民連携及び収支構造の適正化に向けた「下水道事業の持続性の向上」の取り組みが求められています。

さらに、SDGsにおいて、「6 安全な水とトイレを世界中に」では、適切な方法による下水処理やごみ処理等の衛生設備が整った環境で暮らせることを目指しており、国の方針を踏まえて目標年次までの整備を進める必要があります。

また、「14 海の豊かさを守ろう」では、海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用することを目指しており、一般家庭から排出される生活排水等について、処理施設の適正な維持管理及び処理を行い、水質汚濁の防止に努める必要があります。

## 2 三重県の動向

本市は、公共下水道の基本計画について、三重県の策定した「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」を上位計画として整備を進めています。

「四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画」とは、亀山市及び鈴鹿市以北の三重県北勢地区の10市町について水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備に関する計画です。

また、四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画の概要については、表4.1-11に示します。

表 4.1-11 四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画の概要

処理区名	市町村名	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日最大)
北勢沿岸流域下水道 (北部処理区)	四日市市	3,501.3	119,451	60,374
	桑名市	3,306.7	114,900	62,728
	いなべ市	2,289.9	33,922	18,809
	東員町	985.9	21,389	10,127
	菰野町	1,656.0	33,180	16,641
	朝日町	282.1	10,049	4,690
	川越町	581.6	16,046	8,024
	朝明衛生センター	—	—	400
	計	12,603.5	348,937	181,793
北勢沿岸流域下水道 (南部処理区)	四日市市	749.0	18,000	9,500
	鈴鹿市	4,429.0	158,000	75,659
	亀山市	1,676.0	39,400	22,568
	計	6,854.0	215,400	107,727
日永処理区	四日市市	3,634.1	138,255	69,823
長島処理区	桑名市	613.8	14,000	8,966
木曾岬町処理区	木曾岬町	154.4	3,683	1,989
合計		23,859.8	720,275	370,298

備考：朝明衛生センターは、各市町合同の施設のため、計画面積及び計画人口を未記載としています。

資料：四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画

3 いなべ市の計画

前述のような国や三重県の方針を踏まえ、本市においても12地区ある農業集落排水区域のうち、4地区を公共下水道へ編入させる計画を考慮した「いなべ市下水道事業全体計画」の見直しを平成24(2012)年度に策定し、令和2(2020)年度に「いなべ市公共下水道事業計画」として最新版を策定しました。これらは、本市の全体計画である「第2次いなべ市総合計画第2期基本計画」における下水道事業についての基本的な方向性を踏まえた計画として位置付けています。

また、それぞれの計画の概要については、表4.1-12に示します。

表 4.1-12 上位計画の概要

区 分	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連 いなべ市公共下水道事業計画（変更）	第2次いなべ市総合計画 （第2期基本計画）
計画目標 年 次	令和22年度	令和7年度
目 的	下水道事業の効率化等の観点から、一定の施策目標を達成するための計画として策定する。	下水道施設の整備と強化と、下水道施設の適正管理と体制の構築を図る。
施 策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道計画区域の見直し</li> <li>2. 農業集落排水施設の公共下水道への編入</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業集落排水地区の公共下水道への統合</li> <li>2. 未整備区域の計画的な変更</li> <li>3. 管路の老朽化確認のための内部調査及び更新の際の耐震化</li> <li>4. 未接続世帯への啓発、地域や公共用水域の環境改善</li> </ol>
目 標 値	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道整備率…100%</li> <li>2. 公共下水道への編入地区…4地区</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業集落排水地区の下水道編入箇所数…4地区</li> <li>2. 公共下水道区域の整備率（供用開始面積／計画区域面積）…100%</li> <li>3. 下水道の有収率（年間の有収水量／総汚水処理水量）…85.0%</li> <li>4. 下水道の水洗化率（水洗化人口／汚水処理普及人口）…100%</li> </ol>

## 第2節 生活排水処理の課題

---

### 第1項 公共下水道の整備

---

令和3（2021）年度における公共下水道整備率は95.7%に対して令和7（2025）年度目標値は100%となっています。

公共下水道の整備を促進する一方、雨水対策や地震対策、既存施設の老朽化対策への投資がこれまで以上に増大しており、公共下水道の維持管理等が課題となります。

### 第2項 公共下水道及び農業集落排水接続率の向上

---

公共下水道や農業集落排水施設が整備されていても、接続されていない世帯もあり、生活排水処理の向上につながっていない状況です。

施設の整備費や維持管理費等の経費は、施設の使用料等により賄われており、健全な経営の観点からも接続率を高めることが重要です。

### 第3項 未処理の生活排水

---

#### 1 単独処理浄化槽からの転換

単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理な状態のまま公共用水域に放流されるため、公共用水域の水質汚濁の原因の一つとなっており、計画処理区域内は、公共下水道又は農業集落排水への接続、計画処理区域外は、合併処理浄化槽への転換又は設置が必要です。

#### 2 非水洗化人口の減少

非水洗化人口は、平成29（2017）年度において190人、令和3（2021）年度は163人となり、減少傾向が見られますが、より一層の水洗化を推進していく必要があります。

### 第3節 生活排水処理計画の基本構想

#### 第1項 基本理念

近年、SDGs において、適切な方法による下水処理やごみ処理等の衛生設備が整った環境で暮らせることを目標としています。国は平成 26（2014）年 1 月、国土交通省、農林水産省及び環境省の 3 省が連携して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が作成され、三重県においても「生活排水処理アクションプログラム」を策定し、公共下水道整備が行われてきました。本市でも生活排水処理に関し、より一層の生活排水処理施設の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理していきます。

本計画では

**「きれいな水環境の創造を目指して」～暮らしの調和 いなべ市～**

を基本理念に掲げ、快適な生活環境の実現と公共用水域の水質保全を図ります。

また、し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理にあたっては、適正処理を推進していくとともに、汚泥等の有効利用を推進していきます。

**基本理念** 「きれいな水環境の創造を目指して」  
～暮らしの調和 いなべ市～

#### 第2項 基本方針

公共下水道と農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備目標値を実現するために、行政・市民・事業者が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくために、次の3つの基本方針に沿って展開していきます。

##### 基本方針① 公共下水道の整備及び接続

- ・未整備区域の計画的な整備
- ・公共下水道への未接続に対する指導

##### 基本方針② 農業集落排水施設の管理及び接続

- ・農業集落排水施設の維持管理及び公共下水道への編入
- ・農業集落排水への未接続に対する指導

##### 基本方針③ 合併処理浄化槽の整備（計画処理区域外）

- ・合併処理浄化槽への転換又は設置
- ・合併処理浄化槽の適切な維持管理

第3項 実施施策

基本理念を実現するため、生活排水をきれいに処理するための施設整備を、基本方針として掲げ、それぞれについて、本市で取り組む実施施策を定めました。

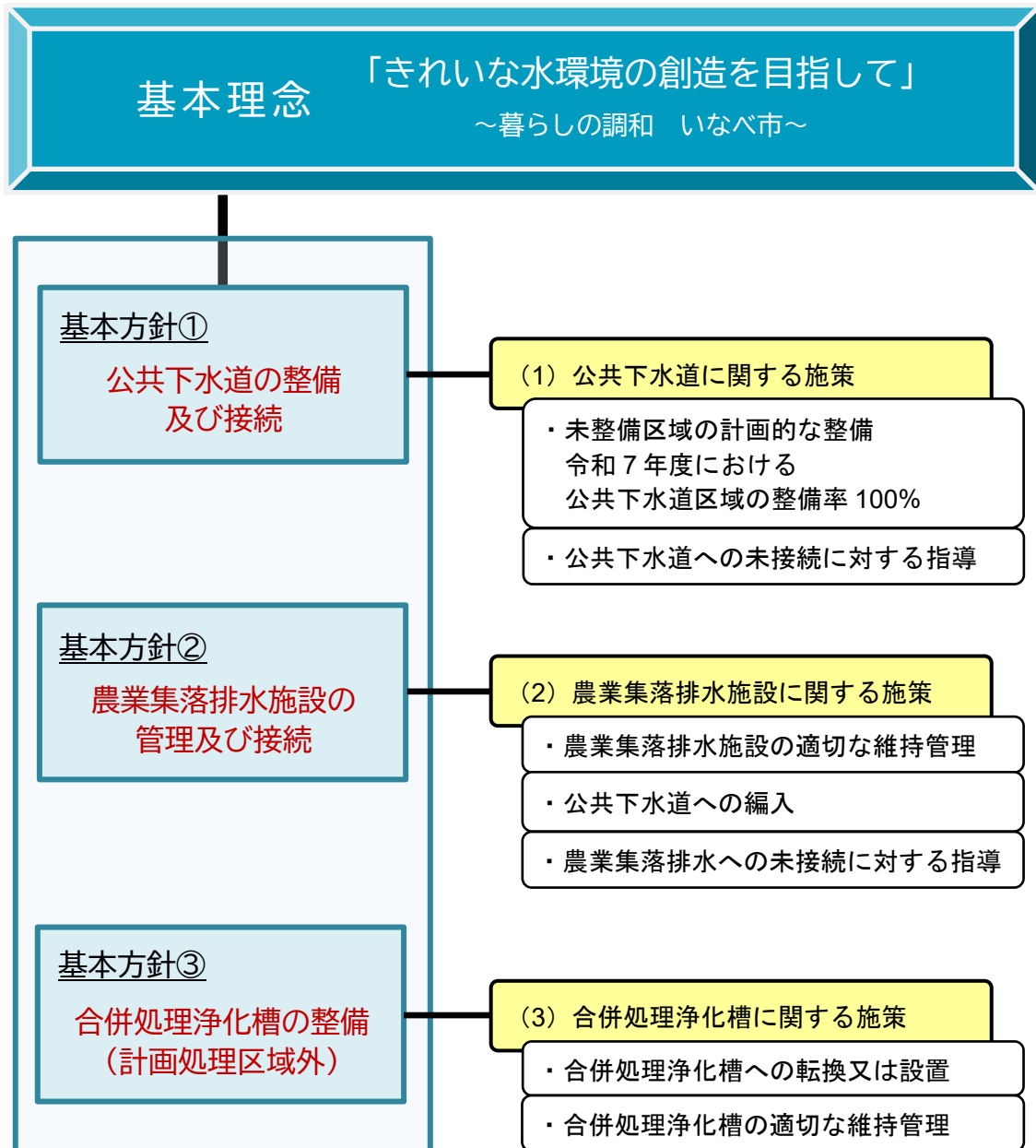


図 4.3-1 生活排水処理施策体系図

1 公共下水道の整備及び接続

令和7(2025)年度における公共下水道区域の整備率100%を目標としていますが、令和3(2021)年度現在においては95.7%となります。

現在、公共下水道の面整備は、ほぼ終了したものの、今後の公共下水道事業を効率的に進めるために「いなべ市公共下水道事業計画」の見直しを行うとともに、農業集落排水区域の公共下水道への編入のための工事を、概成時期である令和8(2026)年度末までを目標に行います。

また、公共下水道区域内にて未接続に対する指導も行います。

公共下水道を整備する区域及び人口を表4.3-1に示します。

表4.3-1 公共下水道を整備する区域及び人口

処 理 区 名		全 体 計 画 令和22年度		事 業 計 画 令和5年度	
		面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
北勢町地区	北勢西部第一	129.52	1,930	129.52	2,138
	北勢西部第二	106.88	1,170	106.88	1,457
	北勢南部第一	136.90	2,020	136.90	2,475
	北勢南部第二	28.70	480	28.70	603
	北勢東部	211.70	3,790	211.70	4,357
	計	613.70	9,390	613.70	11,030
員弁町地区	員弁東	190.40	3,430	190.40	3,438
	員弁西	133.20	1,090	133.20	1,258
	員弁南	42.50	710	42.50	719
	員弁北	117.10	2,480	117.10	2,782
	計	483.20	7,710	483.20	8,197
大安町地区	南金井	174.20	3,640	174.20	4,516
	宇賀・大井田	107.90	940	107.90	867
	石樽・平塚	305.40	5,550	305.40	6,588
	石樽下・高柳	37.70	860	37.70	920
	丹生川	162.30	1,910	162.30	2,316
	計	787.50	12,900	787.50	15,207
藤原町地区	東禅寺	45.30	500	45.30	624
	石川南部	34.10	70	34.10	85
	石川北部	10.40	60	10.40	85
	下野尻南部	1.50	20	1.50	32
	下野尻北部	39.91	500	39.91	775
	下野尻・西野尻	25.40	360	25.40	317
	大貝戸・坂本	83.50	810	83.50	1,015
	中里・白瀬	165.39	1,602	165.39	2,217
	計	405.50	3,922	405.50	5,150
市全体計		2,289.90	33,922	2,289.90	39,584

資料：いなべ市公共下水道事業計画

## 2 農業集落排水施設の管理及び接続

農業集落排水施設は全区域の整備が完成しており、現在の処理区は北勢町地区に6処理区と藤原町地区に4処理区の計10処理区となります。(公共下水道へ2処理区編入済)

現在更に、維持管理費の削減を図るために、北勢町地区から2処理区を公共下水道へ編入させる計画で進めています。

残りの8地区の処理施設についても、老朽化が進むことから適切な維持管理を行います。

また、農業集落排水区域内にて未接続に対する指導も行います。

農業集落排水施設を整備する区域及び人口を表4.3-2に示します。

表4.3-2 農業集落排水施設を整備する区域及び人口

処 理 区 名		計画区域面積 (ha)	計画処理人口 (人)
北勢町地区	東 貝 野	令和6年4月～公共下水道へ編入予定	
	十 社 南 部	令和9年4月～公共下水道へ編入予定	
	貝野川右岸	令和4年4月～公共下水道へ編入済	
	十 社 中 部	27.4	1,120
	小 原 一 色	5.0	190
	川 原	30.2	670
	中 津 原	26.6	660
	計	89.2	2,640
藤原町地区	古 田	11	320
	篠 立	15	800
	中里北部	51	1,480
	中里南部	平成31年4月～公共下水道へ編入済	
	舞 谷	15	260
	計	92	2,860
合 計		181.2	5,500

## 3 合併処理浄化槽の整備(計画処理区域外)

合併処理浄化槽については、し尿及び単独処理浄化槽からの転換又は新たに住居等を建設する場合は、設置の指導及び整備を行います。

また、浄化槽の適切な維持管理を行ってもらうように、啓発を図ります。



## 第4項 その他施策

---

### 1 市民に対する広報及び啓発活動

市民の生活排水に対する意識向上を図るため、これを達成するための施策として、様々な啓発活動を展開します。

#### (1)環境学習の充実

生活排水に対する意識向上を図るため環境学習の場を提供し、市民1人ひとりが生活排水の発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。

#### (2)環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用等により、生活排水対策についての情報提供に努めます。

#### (3)地域住民との連携

地域住民と連携して、市民1人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行います。

#### (4)家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネットの使用等、誰にでもできる発生源対策の普及促進により、エコライフの充実が図れるよう生活排水対策を推進します。

#### (5)浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃、保守点検及び法定検査の実施の啓発を図ります。

#### (6)下水道への早期接続

公共下水道が整備された地区については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようPR活動を行います。

### 2 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、上位計画である本市の総合計画、公共下水道事業計画等との十分な整合を図るとともに、「ごみ処理基本計画」についても整合を図り、循環型社会の形成を目指します。

## 第4節 生活排水処理計画の目標値等

## 第1項 生活排水処理の目標値

## 1 生活排水処理形態別人口

三重県では、「生活排水処理アクションプログラム」（平成28（2016）年6月）において、令和7（2025）年度末における生活排水処理施設整備率の目標を92.3%、令和17（2035）年度末を97.6%としており、その中で本市については令和7（2025）年度の整備率を100%としています。

令和9（2027）年度及び令和14（2032）年度の生活雑排水処理等の目標を表4.4-1に示します。

表4.4-1 生活排水処理形態別人口の目標値

単位：人

区 分	年 度	令和3年度	令和9年度	令和14年度
計 画 処 理 区 域 内 人 口		44,164	42,917	41,635
水洗化・生活雑排水処理人口		42,864	42,408	41,459
水洗化・生活雑排水処理率		97.1%	98.8%	99.6%
コミュニティ・プラント		0	0	0
合併処理浄化槽		325	127	44
公 共 下 水 道		38,441	39,766	39,221
農 業 集 落 排 水 施 設		4,098	2,515	2,194
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）		1,137	445	154
非 水 洗 化 人 口		163	64	22
し 尿 収 集 人 口		163	64	22
自 家 処 理 人 口		0	0	0
計 画 処 理 区 域 外 人 口		599	550	500

2 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量

本市のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量の目標値は表4.4-2及び図4.4-1に示します。施策を実施し、公共下水道や農業集落排水施設への接続等を促進し、適正な生活排水処理を行っていきます。

表4.4-2 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量の目標値 単位：kL

年度		令和3年度	令和9年度	令和14年度
区分	し尿	611.1	500.0	400.0
汚泥	浄化槽	4,671	4,400	4,200
	農業集落排水	1,522	900	800
	計	6,193	5,300	5,000
合計		6,804	5,800	5,400
日平均（kL/日）		18.64	15.89	14.79
浄化槽汚泥率		91%	91%	93%

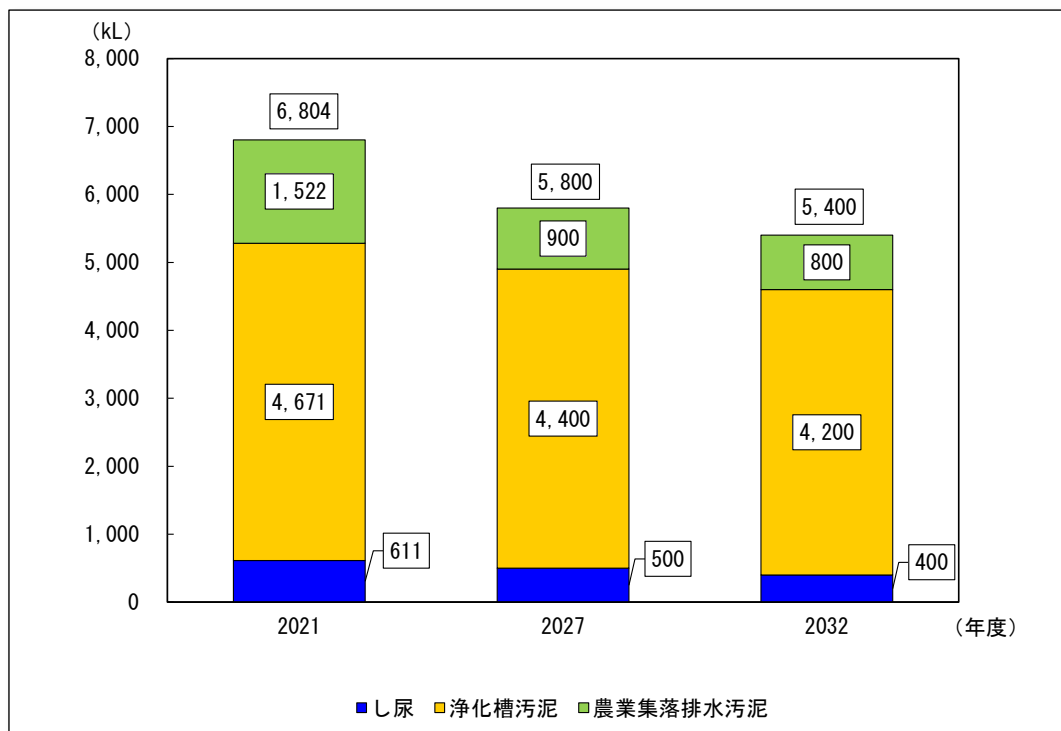


図4.4-1 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理量の推移

## 第2項 し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥処理の計画

---

### 1 収集運搬計画

収集区域は、本市の行政区域全域としています。

また、下水道整備事業の普及により、し尿汲み取りや浄化槽清掃の業務が減少していることから、本市では業者の今後の経営安定のため、業者と締結した合理化協定に基づき、合理化事業計画を策定しており、引き続き業務の減少量の把握及び代替業務等の支援を行います。

### 2 中間処理計画

収集運搬されたし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥は、桑名・員弁広域連合の桑名広域環境管理センターで処理していきます。なお、桑名広域環境管理センターで処理できない浄化槽汚泥は、中間処理した後に、再生事業者へ搬出していきます。

### 3 中間処理から発生した汚泥の最終処分及び有効利用計画

桑名広域環境管理センターの処理工程で発生する汚泥は、今後とも生ごみも含めて堆肥化を行い、肥料として利用していきます。なお、脱水し渣及び沈砂は焼却処理し、再生事業者へ搬出していきます。